

中間前金払制度の活用促進について

「中間前金払」と「部分払」については、契約締結時に請負業者が選択することになっており、一度選択すると、その後の変更はできませんでした。

今回、両制度の活用を促進するため、契約締結後の変更ができるよう取扱いを改正しました。

中間前金払制度は、部分払に比べて支払い事務が簡単になっています。ただし、保証事業会社の保証が必要です。

中間前金払制度の概要

1 支払い要件

次の要件をすべて満たしている場合です。

工期が2分の1を経過していること。

工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。

既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。(出来高が50%以上であること)

既に前払金が支払い済であること。

2 中間前金払の金額

請負代金額の10分の2以内

3 中間前金払と部分払の選択

中間前金払と部分払は、契約締結時に選択することになっています。

一度選択した後も変更できますが、既に中間前金払又は部分払を請求した場合は対象となりませんのでご注意ください。

なお、天候不良などのやむを得ない理由により繰越しとなる場合や債務負担行為(継続費も含む)に係る工事は部分払を請求できる場合があります。

4 認定の手続き

認定請求書及び工事履行報告書などにより認定を行います。

支払いにあたっては、保証事業会社の保証証書が必要となりますが、原則として現地確認などは行いません。

中間前金払の手続き

< 請負業者の手続き >

